



島根県観光キャラクター  
「しまねっこ」島観連許諾第5573号

子育て世代も  
応援する  
にや



# しまね長寿・子育て 安心住宅リフォーム 助成事業 by 島根県

年齢を重ねてもより安全・安心・快適に暮らせるよう、  
既存住宅をバリアフリー化するためのリフォームに要する  
工事費の一部を助成します。

子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合には、  
子育ての負担を軽減し安心して子育てできる環境にするための  
リフォームに要する工事費の一部も助成します。

募集  
期間

2019年4月1日～2020年2月14日

●予算がなくなり次第、受付は終了します。 ●2020年3月13日までに完了する工事を対象とします。

助成  
対象者

島根県内の既存一戸建住宅を、バリアフリー・子育てリフォームする住宅の所有者  
60歳以上の高齢者もしくは身体障がい者が居住する住宅

助成  
金額

改修に要する工事費の **23%以内の額** ] 一戸あたり **最** **30** 万円  
(子育て世帯を含む三世代同居・近居の場合には **最** **40** 万円)

●増築工事に伴い実施する場合を含みます。 ●耐震補強工事と併せて実施する場合の限度額は、それぞれ30万円(最大80万円)です。  
●住宅改修に係る他の補助金がある場合は、補助対象工事費から控除します。

助成の  
条件

- バリアフリー・子育てリフォーム後、住宅が一定の「整備基準」に適合していること。  
[整備基準、助成の対象となるバリアフリー・子育てリフォームについては中面を参考にご覧ください。]
- 工事施工業者は島根県内に本店を有する事業者に限ります。
- 過去に県の「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」及び「しまね長寿・子育て安心住宅  
リフォーム助成事業」を受けていないこと。



# 三世代同居・近居を

応援するにや



安心して子育てできる  
三世代同居世帯への支援

世代間で助け合いながら  
子育て出来る近居への対応

- リフォーム助成を受けるには、改修工事後の住宅が既存部分を含めて整備基準の条件を全て満たす必要があります。
- すでに整備基準に適合している部分は工事をする必要はありません。

バリアフリー

+

三世代同居または近居

助成金額

上限 **40** 万円

※工事費の23%以内

子育て世帯を含む三世代同居または近居の場合、子育てリフォームも助成対象になります。



- 子育てリフォームとは、子育てのために必要な増築・改修等です。

助成の条件

- ① 子育て世帯とは18歳未満もしくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子、または妊娠中の者がいる世帯です。
- ② 近居とは、同一地域（地区公民館区域または直線距離で5km以内）に居住することです。
- ③ 近居の場合、対象となる住宅は子育て世帯の親世帯が居住する住宅です。

バリアフリー  
リフォーム

助成金額

上限 **30** 万円

※工事費の23%以内



助成の対象

島根県内の既存の一戸建住宅をバリアフリーリフォームする住宅で、60歳以上の高齢者もしくは身体障がい者※1が居住する住宅の所有者。

バリアフリーリフォームの整備基準

- ① 高齢者等の利用が想定される寝室（特定寝室：1室以上）と便所は同一階（原則1階）にあること。
- ② 日常生活空間の床※2は、止むを得ない部分※3以外に段差がないこと、または段差対策※4がされていること。
- ③ 住宅内の指定された箇所※5に手すりが設置されていること。
- ④ 日常生活空間の通路の有効幅が750mm以上確保されていること。
- ⑤ 特定寝室、便所および浴室の広さが確保されていること。

## バリアフリーリフォーム

高齢者の移動に対する障害（バリア）を解消・緩和する工事  
建具の改修（引戸への変更、レバーハンドルなど金物の取替）／玄関ポーチ、外部などにスロープや手すりを設置／廊下などに手すりを設置…など

高齢者などの介助・介護を容易にする施設・設備を設ける工事  
浴室、洗面にシャワー装置を設置／給湯設備・機器（具）を設置／移動用リフトを設置…など

## 子育てリフォーム

子育て環境の改善、家事負担の軽減につながる工事  
間仕切りの変更／子供部屋・家事室等の増築・改修／台所・トイレ・浴室・洗面所等の改修…など

高齢者など身体的能力の低下に対し、支援・補助する施設・設備を設ける工事  
廊下、階段に足元照明を設置／暖房洗浄便座を設置／高齢者に配慮した水栓（レバー式、自動温度調節機能付など）を設置／障がい者、高齢者仕様の洗面台・流し台などを設置…など

高齢者などが遭遇する事故などを防ぐ施設・設備を設ける工事  
緊急通報装置、住宅用火災警報器、ガス漏れ警報装置を設置／浴室、便所、洗面に暖房用設備を設置／床仕上げの改修（すべりにくい仕上材）／地震により転倒する危険性のある家具等の固定工事…など

助成の対象となる工事の一例





しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 

# 助成対象チェックシート

チェック!

チェック  
内容

項目ごとに  チェックしてみてください。

★工事をしない既存部分を含めて、下記の全ての項目が「適合」になると助成対象になります。



## バリアフリーリフォーム

60歳以上の高齢者又は身体障がい者(※1)が居住している

- はい(適合)
- いいえ →  工事完了までに同居予定(適合)

助成の対象となる工事の費用が20万円以上ですか？

- 20万円以上(適合)
- 20万円未満(不適合:助成対象外)

高齢者等の利用が想定される寝室(特定寝室)が存在する階は何階ですか？

\_\_\_\_\_ 階(原則1階)

特定寝室が存在する階にトイレがありますか？

- あり(適合)
- なし →  今回工事で設置する(適合)
- 設置しない(不適合:助成対象外)

日常生活空間(※2)内の床に止むを得ない部分(※3)以外の段差がありますか？

- 段差なし、または対策済み(適合)
- あり →  今回工事で解消または対策する(適合)
- 解消・対策をしない(不適合:助成対象外)

指定する箇所(※5)に手すりが設置されていますか？

- 全ての箇所に手すりあり(適合)
- 未設置の →  今回工事で不足する部分全てに設置する(適合)
- 箇所あり  設置しない(不適合:助成対象外)

日常生活空間内の通路の幅が750mm以上ありますか？

- ある(適合)
- ない →  今回工事で幅を確保する(適合)
- 拡幅しない(不適合:助成対象外)

日常生活空間の浴室の広さ(※6)は確保されていますか？

- 確保されている(適合)
- 確保されて →  今回工事で確保する(適合)
- いない  確保しない(不適合:助成対象外)

日常生活空間内の便所が腰掛け式ですか？

- 腰掛け式(適合)
- その他の便所 →  腰掛け式に改修する(適合)
- 改修しない(不適合:助成対象外)

日常生活空間内の便所の広さ(※7)が確保されていますか？

- 確保されている(適合)
- 確保されて →  今回工事で確保する(適合)
- いない  確保しない(不適合:助成対象外)

特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上ありますか？

- 9㎡以上ある(適合)
- ない →  今回工事で広さを確保する(適合)
- 確保しない(不適合:助成対象外)

工事施工業者(元請業者)は島根県内に本店を有する事業者ですか？

- はい(適合)
- いいえ(不適合:助成対象外)

## 三世帯同居または近居

バリアフリー整備基準に適合しますか？

- はい(適合)
- いいえ →  基準に適合する工事を行う(適合)

子育て世帯を含む三世帯同居(または近居)ですか？

- はい →  同居(適合)
- 近居(地区公民館区域または直線距離5km以内)(適合)
- いいえ →  工事完了までに同居予定(適合)
- 工事完了までに近居予定(適合)
- 予定なし(不適合:子育てリフォームは助成対象外)

### 用語の定義

- ※1 身体障がい者「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に規定される身体障がい者で身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。
- ※2 日常生活空間:高齢者等の利用を想定する主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(1室以上)、食事室及びこれらを結ぶ通路をいう。通常使用することがない部分(高齢者等が使用しない寝室、便所、廊下など)は、該当しない。
- ※3 止むを得ない部分 ●玄関の出入口及び上がりかまちの段差 ●勝手口その他屋外に面する開口(玄関を除く)の出入口及び上がりかまちの段差 ●居室の部分の床にある300mm以上450mm以下の段差で生活に支障のないもの ●浴室の出入口の段差で、次の条件のいずれかを満たすもの:20mm以下の単純段差としてのもの・浴室の出入口に手すりを設置したもの。

- ※4 段差対策:日常生活空間内の床にある段差に対し、手すりの設置又はスロープが設置されていること。
- ※5 手すり設置を指定する箇所 ●階段 ●便所(立ち座り用) ●浴室(浴槽の出入り用) ●玄関(上がりかまちの昇降用、靴の着脱用)。
- ※6 浴室の広さ ●浴室の短辺方向の内法寸法が1,300mm以上 ●浴室の広さが内法寸法で2.0㎡以上。
- ※7 便所の広さ ●便所の長辺の内法寸法が1,300mm以上 ●便器の前方又は側方について、便器と壁との距離が500mm以上:ただし、内部寸法が不足していても、出入口等を開放することにより同等の空間(介護スペース)が確保できる場合は、必要な広さが、確保されていると見なす。

“バリアフリー”リフォーム! する前に、モデル住宅を見学してみませんか?

## 浜田 しまねの長寿社会 モデル住宅



車イス対応キッチン



段差解消機



浴室



トイレ



長寿社会モデル住宅

お問い合わせは **いわみーる会館 事務室**  
 浜田市野原町1826-1 TEL.0855-24-9330

[見学時間] 9:00~16:30 ●休館日についてはお問い合わせください。

### ●●● しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業の利用に合わせた 住宅リフォームローン金利引き下げについて ●●●

下記の金融機関において、この助成事業を利用した住宅に対してリフォームローン貸付金利の引き下げが受けられます。

#### 金融機関及び金利引き下げの概要等

金融機関名	概要
しまね信用金庫	「しましん住宅ローン」の金利引き下げプランの適用条件に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
島根中央信用金庫	金利選択型住宅ローン「だんらん」の金利引き下げ項目に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
日本海信用金庫	「日本海しんぎん住宅ローン」の金利割引項目に、「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の利用を追加。
島根県農業協同組合	「とくとくプラン」、「リフォームローンI型、II型」において金利を引き下げる。

※詳しくは各金融機関の窓口へお問い合わせください。

#### ●バリアフリー・子育てリフォームの助成についてのお申し込みは



一般財団法人

**島根県建築住宅センター**

Shimane Building & Housing Center

※しまね住宅総合相談員にもご相談ください。

〒690-0842

松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階

**TEL.0852-26-4577**

島根県建築住宅センター

検索

<http://www.shimane-bhc.or.jp/>